

令和5年6月1日現在

称号・高段者受審申込資格（杖道）に要する対象講習会・稽古会一覧

★称号受審者（錬士号・教士号） ⇒ 下記講習会・稽古会の中から2回以上参加

★高段受審者（六段・七段・八段） ⇒ 下記講習会・稽古会の中から2回以上参加

対象講習会・稽古会一覧（有効期間 受審する審査の前年度三剣連締切日翌日～受審年度三剣連締切日）	
県外開催又は受講者制限のあるもの	県内開催又は受講者制限のないもの
全剣連杖道中央・地区講習会（派遣者及び五段以上の参加者）	三剣連杖道合同稽古会（年10回開催）